

小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質モニタリング測定方針

平成 29 年 4 月 1 日策定

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日改定

令和 3 年 (2021 年) 4 月 1 日改定

1. 目的

東京電力福島第一原子力発電所の事故の発生に伴い、小中学校、保育所等の給食に使用する食材のうち、放射性物質が検出される可能性のある品目のモニタリング測定の実施により、食材の安全性を確認することを目的とする。

2. 測定区分と測定場所

測定区分と測定場所は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------|------------|
| (1) 学校給食食材 | 第一学校給食センター |
| (2) 保育所給食食材 | 越谷市役所庁舎内 |
| (3) 児童発達支援センターの給食食材 | 越谷市役所庁舎内 |
| (4) 市立病院給食食材 | 越谷市役所庁舎内 |
| (5) 障害者就労訓練施設しらこぼとの給食食材 | 越谷市役所庁舎内 |
| (6) 学童保育室の夏季給食食材 | 第一学校給食センター |

3. 測定する放射性物質の核種

放射性ヨウ素 131、放射性セシウム 134、放射性セシウム 137 の 3 種

4. 測定方法

厚生労働省「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」に準拠し、測定する。
NaI (TI) シンチレーションスペクトロメータによる核種分析とし、給食に使用する食材の測定は使用前日までに測定することを基本とするが、使用当日に測定を行うこともある。

5. 測定する食材

国が実施した食品中の放射性物質検査において、過去 3 年間で越谷市の目標値を超過した品目（食品の産地を考慮するものもあるが詳細は毎年度定める）。

6. 測定体制等

(1) 学校給食食材

①測定頻度

毎日の給食食材において、上記 5 に該当する品目を使用する際。

②測定体制

給食課職員が測定する。

(2) 保育所（園）の給食食材

①測定頻度

毎日の給食食材において、上記 5 に該当する品目を使用する際。

②測定体制

保育施設課職員が測定する。

(3) 児童発達支援センター・障害者就労訓練施設しらこぼとの給食食材

①測定頻度

月 1 回の測定において、給食食材に上記 5 に該当する食材を使用する際。

②測定体制

各施設職員が測定する。

(4) 市立病院給食食材

①測定頻度

月1回の測定において、給食食材に上記5に該当する食材を使用する際。

②測定体制

栄養科職員が測定する。

(5) 学童保育室の夏季給食食材

①測定頻度

毎日の給食食材において、上記5に該当する品目を使用する際。

②測定体制

給食課職員が測定する。

7. 測定下限値

測定下限値は、越谷市放射線対策基本方針及び越谷市小中学校、保育所等の給食食材の放射性物質測定方針に基づき1キログラムあたり20ベクレルとする。

(セシウムについては、セシウム134を10ベクレル、セシウム137を10ベクレルとする)

8. 測定結果の評価

測定の結果、放射性物質が1キログラムあたり20ベクレルを超えた場合(セシウムについては、セシウム134、セシウム137いずれかが10ベクレルを超えた場合)は、食材を変更するなどの対応を図る。

9. 測定結果の公表

測定当日に、それぞれの担当課が市のホームページ等で公表する。